

かがわ安心飲食店認証制度 実施要綱を改正しました

まん延防止等重点措置の継続中に、認証店が営業時間の短縮要請に応じていただけない事案が発生したことや、政府が発表した「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」の中で、飲食店の第三者認証の活用の検討が示されるなど、今後、認証店の重要性が増すことが想定されることなどから、次のとおり実施要綱を改正しました。

この改正内容は、既に認証済みの店舗及び申請中の店舗についても適用されます。

認証事業者の責務を追加(第11条)

※下線部を追加

認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 感染拡大防止のため、県からの新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力の要請等に応じること。

(5) 事業を営むに当たって、関係する法令、条例及び規則を遵守すること。

認証の要件を満たさなくなった場合の対応を追加(第13、14条)

【認証の効力の一時停止等】

認証事業者の責務が守られなくなった、認証基準に適合しなくなった等の認証の要件を満たさなくなった状態を確認したときは、知事は改善の要請又は認証の効力の一時停止をすることができることとしました。

【認証の取消し】

一時停止を行った店舗において、その原因が改善されていないと知事が認めるときは、その店舗の認証を取り消すことができることとしました。

※ 認証が取り消されたときや認証の効力が一時停止されたときは、認証ステッカーと「かがわ安心飲食店」の名称の使用を停止しなければなりません。

そのため、一時停止の間は、営業時間短縮の協力要請時の選択制(まん延防止等重点措置対象区域を除く)など、認証店としてのメリットが受けられません。

○令和3年9月24日から改正内容が適用されます。

引き続き新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力いただきますよう、お願いいたします。



改正後要綱参照

【かがわ安心飲食店認証事務局（コールセンター）】

高松市寿町2-4-20 高松センタービル3階

TEL：087-822-7111 受付時間 9:00～17:00（平日のみ）